

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(18)

目 次

条 例	
○富山県税条例等の一部を改正する条例	1

~~~~~

## 条 例

~~~~~

富山県税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成29年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第26号

富山県税条例等の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 3 第 1 項中「平成29年 3 月 31 日」を「平成31年 3 月 31 日」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令附則第 4 条の 4 第 1 項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）

ア 車両総重量（道路運送車両法第40条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下この条、次条及び附則第 6 条の 3 の 4 において同じ。）が 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令附則第 4 条の 4 第 2 項に規定するものに適

合するもの

- イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で省令附則第4条の4第4項に規定するもの

附則第6条の3第2項第3号中「附則第4条の4第4項」を「附則第4条の4第5項」に、「附則第4条の4第5項」を「附則第4条の4第6項」に、「附則第4条の4第6項」を「附則第4条の4第7項」に改め、同項第4号ア中「附則第4条の4第7項」を「附則第4条の4第8項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第9項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第10項に規定するもの（以下この号、次条及び附則第6条の3の4において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3第2項第4号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「この項、次条、附則第6条の3の4及び附則第6条の7」を「この条から附則第6条の3の5まで、附則第6条の7及び附則第6条の7の2」に、「附則第4条の4第9項」を「附則

第4条の4第11項に、「100分の120」を「100分の130」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の4第10項」を「附則第4条の4第12項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3第2項第4号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の4第13項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3第2項第4号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同項第5号ア中「により」の次に「平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第17項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は同法第41条の規定により」を加え、「附則第4条の4第12項」を「附則第4条の4第18項」に改め、同号イ中「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の4第19項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

- b 平成21年輕油輕中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油輕中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3第2項第5号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の4第20項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第21項に規定するもの（次条において「平成28年輕油重量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第22項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成21年輕油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3第2項第5号エを削り、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の4第14項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第15項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成30年石油ガ斯拉中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成

30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第4条の4第16項に規定するもの（以下この号及び次条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第6条の3の2第5項各号列記以外の部分中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第27項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は附則第6条の3の4第6項から第11項まで」を「第2項から前項まで又は附則第6条の3の4第6項から第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改め、同項を同条第8項とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

- ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第23項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5 トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 24 項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

b 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 105 を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第 4 条の 5 第 25 項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成 30 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(イ) 平成 17 年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項各号列記以外の部分中「前 2 項又は附則第 6 条の 3 の 4 第 6 項から第 11 項まで」を「第 2 項から前項まで又は附則第 6 条の 3 の 4 第 6 項から第 12 項まで」に、「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に、「100 分の 60」を「100 分の 75」に改め、同項第 1 号アを削り、同号イ中「附則第 4 条の 5 第 20 項」を「附則第 4 条の 5 第 18 項」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第4項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ中「附則第4条の5第21項」を「附則第4条の5第19項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第4項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第22項」を「附則第4条の5第20項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第4項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第23項」を「附則第4条の5第21項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第24項」を「附則第4条の5第22項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第4項第2号エ及びオを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前項又は附則第6条の3の4第6項から第11項まで」を「前3項又は附則第6条の3の4第6項から第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第12項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第3項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第13項」を「附則第4条の5第11項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第3項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第14項」を「附則第4条の5

第12項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第3項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第15項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第16項」を「附則第4条の5第14項」改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第3項第2号エ及びオを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 次に掲げる自動車であって初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項まで又は附則第6条の3の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第15項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の

- 1 を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第16項に規定するもの
- (ア) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第4条の5第17項に規定するもの
- ア 次のいずれかに該当すること。
- (ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

から第11項まで」を「前項又は附則第6条の3の4第6項から第12項まで」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第6条の3の2第2項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒

子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第7項」を「附則第4条の5第6項」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年軽油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第6条の3の2第2項第2号エ及びオを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第6条の3の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の

120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 8 項に規定するもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に 100分の 115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で省令附則第 4 条の 5 第 9 項に規定するもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 120を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 2 第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 ガソリン自動車（車両総重量が 2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 5 第 1 項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（附則第 6 条の 3 の 4 第 6 項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年 3 月 31 日までに行われたときに

限り、第 121 条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に 100 分の 20 を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 平成 30 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 30 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 2 分の 1 を超えないこと。

イ 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上であること。

附則第 6 条の 3 の 4 第 1 項各号列記以外の部分中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改め、同項第 5 号ア(ウ)中「100 分の 180」を「100 分の 195」に改め、同項第 7 号中「附則第 6 条の 3 第 2 項第 5 号エ」を「附則第 6 条の 3 第 2 項第 6 号ウ」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「附則第 6 条の 3 第 2 項第 5 号ア」を「附則第 6 条の 3 第 2 項第 6 号ア」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 附則第 6 条の 3 第 2 項第 5 号に掲げる石油ガス自動車

附則第 6 条の 3 の 4 第 2 項各号列記以外の部分中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第 6 条の 3 の 2 第 2 項又は第 3 項第 1 号に掲げるガソリン自動車

(2) ガソリン自動車（車両総重量が 2.5 トン以下のトラックであつて、平成 22 年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 5 項に規定するもの

ア 平成 17 年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成 17 年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成 22 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の

150を乗じて得た数値以上であること。

- (3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 2 号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第 6 条の 3 の 4 第 3 項各号列記以外の部分中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第 1 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 1 号」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号又は第 5 項第 1 号」に改め、同項第 2 号ア中「附則第 4 条の 6 第 7 項」を「附則第 4 条の 6 第 6 項」に改め、同号ア(ウ)中「100分の 150」を「100分の 180」に改め、同号イ中「附則第 4 条の 6 第 8 項」を「附則第 4 条の 6 第 7 項」に改め、同項第 3 号中「附則第 6 条の 3 の 2 第 3 項第 2 号エ又はオ」を「附則第 6 条の 3 の 2 第 5 項第 2 号ウ」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 4 項第 2 号に掲げる石油ガス自動車

附則第 6 条の 3 の 4 第 4 項各号列記以外の部分中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 附則第 6 条の 3 の 2 第 6 項第 1 号又は第 7 項第 1 号に掲げるガソリン自動車
- (2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 8 項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。
- (ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 165 を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5 トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第 9 項に規定するもの

- (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸

化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 6 項第 2 号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第 6 条の 3 の 2 第 7 項第 2 号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車に限る。）

附則第 6 条の 3 の 4 第 5 項各号列記以外の部分中「平成29年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第 6 条の 3 の 2 第 8 項第 1 号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が 2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので省令附則第 4 条の 6 第11項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に 100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第 6 条の 3 の 2 第 8 項第 2 号に掲げる石油ガス自動車

附則第 6 条の 3 の 4 第 6 項各号列記以外の部分、第 7 項各号列記以外の部分及び第 8 項各号列記以外の部分中「平成29年 3 月31日」を「平成31年 3 月31日」に改め、同条第 9 項各号列記以外の部分中「平成29年 3 月31日（第 4 号）」を「平成

31年3月31日（第3号）に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「（第11項）の次に「及び第12項」を加え、「及び第11項」を「から第11項まで」に改め、同項第2号中「及び第11項」を「から第11項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「前項第4号」を「次」に、「当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日」を「第1号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあつては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの
- (2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第6条の3の4第11項各号列記以外の部分中「平成29年3月31日（第5号）」を「平成31年3月31日（第4号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第5号を削り、同条第12項中「附則第4条の6の2第15項」を「附則第4条の6の2第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の6の2第15項に規定するものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（省令附則第4条の6の2第16項に規定するも

のに限る。) で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第 120 条第 1 項の規定の適用については、当該取得が平成 31 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から 175 万円を控除して得た額」とする。

附則第 6 条の 3 の 4 の次に次の 1 条を加える。

(自動車取得税の賦課徴収の特例)

第 6 条の 3 の 5 知事は、自動車取得税の賦課徴収に関し、自動車が附則第 6 条の 3 第 2 項、第 6 条の 3 の 2 第 2 項から第 8 項まで又は前条第 1 項から第 5 項までに規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき附則第 6 条の 3 第 2 項、第 6 条の 3 の 2 第 2 項から第 8 項まで又は前条第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第 4 条の 6 の 3 に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第 123 条第 1 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第 129 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第 2 項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第 132 条及び第 133 条の規定を除く。）を適用する。

附則第 6 条の 7 第 2 項第 2 号中「第 4 号及び第 5 号」を「以下この項及び次項」に改め、「この号」の次に「及び次項第 2 号」を加え、同項第 3 号中「いう」の次に「。次項第 3 号において同じ」を加え、同項第 4 号中「定められたもの」の次に「（次項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を、「もの（第 6 号）」の次に「及び次項」を加え、同項第 5 号中「除く」の次に「。次項第 5 号において同じ」を、「定めるもの」の次に「（次項第 5 号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」を加え、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に、「附則第 6 条の 7 第 1 項及び第 2 項」を「附則第 6 条の 7 第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 次に掲げる自動車に対する第 139 条第 1 項から第 3 項までの規定の適用については、当該自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、附則別表の第 1 欄に掲げる規定中同表の第 2 欄に掲げる字句は、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める字句とする。

- (1) 電気自動車 附則別表の第 4 欄に掲げる字句
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第 5 条の 2 第 9 項で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の 9 を超えないもので省令附則第 5 条の 2 第10項で定めるもの 附則別表の第 4 欄に掲げる字句
- (3) 充電機能付電力併用自動車 附則別表の第 4 欄に掲げる字句
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に 100分の 130 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令附則第 5 条の 2 第

11項で定めるもの（第6号において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第12項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第13項で定めるもの 附則別表の第4欄に掲げる字句

(5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第14項で定めるものに適合するもの又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの 附則別表の第4欄に掲げる字句

(6) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので省令附則第5条の2第15項で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので省令附則第5条の2第16項で定めるもの（前5号の規定の適用を受ける自動車を除く。） 附則別表の第5欄に掲げる字句

附則第6条の7の次に次の1条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第6条の7の2 知事は、自動車税の賦課徴収に関し、自動車が前条第2項及び第3項に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項及び第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして省令附則第5条の2の2第1項に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第142条の納

期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第145条及び第146条並びに法第153条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。（富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）の一部を次のように改める。

第1条のうち、富山県税条例附則第6条の7第1項第1号の改正規定中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号の改正規定中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の3、第6条の3の2、第6条の3の4及び第6条の3の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第6条の7の規定は、平成29年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(富山県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 富山県税条例等の一部を改正する条例（平成29年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち富山県税条例附則第 6 条の 3 の 2 から附則第 6 条の 3 の 4 までを削る改正規定中「附則第 6 条の 3 の 4」を「附則第 6 条の 3 の 5」に改める。

第 1 条中富山県税条例附則第 6 条の 7 の改正規定の次に次のように加える。

附則第 6 条の 7 の 2 を削る。

(税 務 課)